

# はつらつ通信 Vol.9

Medical Information "HATSURATSU"

## DVと児童虐待



気になることがあれば、  
すぐに相談しましょう。

夫や恋人など、親しい間柄にある男性からの暴力(ドメスティック・バイオレンスへDV)を受けている女性が多くいます。こうした暴力は、被害が深刻であるにもかかわらず、自分が被害にあっていると気づいていない女性が多くいるのも事実です。これらを家庭内の問題・夫婦間の問題として見過ごさず、信頼できる専門機関に相談するなど早期の対応が必要です。

Q DVって、  
何のことですか？

A DVは英語の「Domestic Violence」(ドメスティック・バイオレンス)の略です。直訳すれば「家庭内暴力」で、日本ではこれまで「子どもから親への暴力」を指す言葉として使われてきましたが、女性の人権確立を求める国際的動向を受けて、現在は、夫やパートナーからの暴力・虐待を意味する言葉として使われています。

DVの範囲は広く、「殴る・蹴る」のような身体的な暴力だけでなく、言葉の暴力や「無視する」などの精神的虐待や「セックスを無理強いする」「避妊に協力しない」などの

性的虐待も含まれます。

Q DVの被害者は、  
女性だけですか？  
男性がDVを受ける  
こともあるのでは？

A 確かに、DVの被害を受けるのは女性だけではありません。平成13年に成立したDVについての法律(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)は、男性の被害者も含んでいます。ただし、内閣府の統計によると、平成17年4月～平成18年3月の1年間に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDV相談件数は5万2145件で、被害者の99.3%は女性です。



Q

DVの被害を受けるのは、結婚している女性だけですか？

A

そうではありません。内閣府調査（平成17年）によると、10歳代から20歳代の結婚前に交際相手がいいた人（女性872人 男性678人）のなかで、「身体的暴行」（殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなど）や「心理的攻撃」（人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた）あるいは「性的強要」（嫌がっているのに、性的な行為を強要された）の、いずれかをされたことが「ある」と



回答した女性は13・5%、男性は52%です。特に20代から30代の女性の約2割が、暴力の被害経験が「ある」と回答しています。年齢に関わりなく多くの女性がDVの被害を受けているのです。

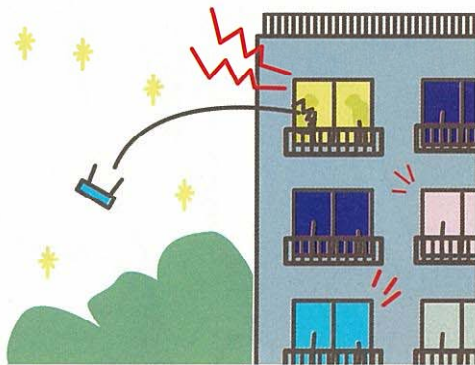
Q

DVは、被害者とか加害者というだけではなくどっちもどっちだと思うのですが…「つい、カッとして手が出る」とは誰にでもあります。DVかどうかはどっちで決まるんですか？

A

DVは、互いにやりあうことができるような喧嘩とは違います。いろいろな意味で強い立場にある人が、弱い立場にある人に向けて一方的にふるう暴力です。家庭の外なら傷害罪や暴行罪に該当するような深刻な暴力も、「つい、カッとして手が出る」ことも、これまでは、「夫婦間でおこるありふれた出来事」「仕方のないこと」などと考えられてきました。そのようなこの社会の認識が、被害者に沈黙を強い、DVを助長してきたわけです。DVの被害を受けて苦しんでいる人に対して、「そ

の程度は暴力じゃない」などと決めつける権利は誰にもありません。DVは単なる個人間のトラブルではなく、人権侵害という社会的な問題ととらえる必要があります。



Q

DVを受けても一緒に暮らしている人がいます。やはり愛情があるのでしょうか？

A

DVの恐怖を覚えながら、そこにとどまっている女性は少なくありません。虐待者に経済的に依存していたり、相談機関などの知識や情報を持っていなかったり、自分の話を信じてもらえないと思っていたり、過去に誰かに

相談して逆に非難された経験があったり、虐待者がいつかは変わってくれる（暴力をやめてくれる）と期待していたり：その理由はさまざまです。ほとんどの被害者は、「私が悪い」

「私がいたらないから…」「こんな夫を選んだ私の責任」などと自分を責めています。「私が悪い」と思っていれば、別れることは難しくなります。「私が悪いから…」と思わせて、暴力の関係を閉じ込めるのが、虐待者の狙いでもあります。



Q

DVは、子どもにも影響がありますか？

A

DVがある家庭では、子どもたちが、父親から暴力を振るわれていることもあります。母親への暴力を目撃して深く傷ついたり、「父親の暴力をやめさせることが



できない」などと、自分責めるようになることもあります。DVの被害を受けている母親が、子どもにつらくあたることもあります。DVがある家庭はいつも緊張状態ですから、その雰囲気子どもが敏感に感じ取ることも多いのです。そういうなかで、発育・発達が遅れなどの身体症状が出たり、情緒不安定になったり、様々な精神症状があらわれたりします。他人とのコミュニケーションがうまくとれず、人間不信に陥ることもあります。DVの早期発見と介入は、子どもの安全な生活のためにも重要です。

Q

どんなことが、児童虐待になるんですか？

A

平成12年5月に制定された「児童虐待の防止等



に関する法律(児童虐待防止法)は、「虐待」を「保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者)が、その監護する児童(18歳に満たないもの)について行う行為」と定義しています。具体的には、

①身体的虐待②性的虐待③心理的虐待④ネグレクト(保護者としての監護を、著しく怠る行為)があります。児童虐待防止法の成立後、さまざまな施策が推進されてきましたが、子どもの生命が奪われるなどの深刻な児童虐待事件は後を絶ちません。平成16年に一部改正され、「保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待又は精神的虐待を保護者が放置等」をした場合も、「保護者によるネグレクト」として、児童虐待にあたることになりました。また児童の目の前でDVが行われるなど、間接的な被害についても児童虐待に含まれるなど、「虐待」の定義が拡大されました。

### Q

DVや児童虐待は、佐賀でも起こっているんですか？

**A** 平成17年度の佐賀県内のDV相談は1302件で、平成13年(269件)の約6倍

です。平成16年度に佐賀県の児童相談所で受けた児童虐待相談は、126件です。DVも児童虐待も、法律の制定が一般社会の認識を深め、相談件数の増加につながっています。

### Q

DVや子ども虐待を相談できる機関を教えてください。

**A** DVの専門相談機関は、配偶者暴力相談支援センターです。佐賀県には2ヶ所の配偶者暴力相談支援センターが設置されています。

(文責:佐賀県DV総合対策センター 原田恵理子)



### お問い合わせ先

ドメスティック・バイオレンスについてのご相談は  
**配偶者暴力相談支援センター**

☎0952-26-1212 / 0952-26-0018

児童虐待についてのご相談は

**佐賀県中央児童相談所** ☎0952-26-1212

## 妊婦の喫煙について



平成15年5月に施行された「健康増進法」により、不特定多数の人が集まる学校・体育館・病院・劇場・飲食店などでは、禁煙対策が義務付けられ、社会的にたばこの害から健康をまもる認識が強くなっています。

わが国でのたばこ人口は、2001年の調査では、男性52.0%、女性14.7%であり、欧米に比べると、男性では高く、女性は低いといった特徴があります。しかし、男性ではすでにたばこ離れがおこっているのに対し、女性では30数年間横ばいなのですが、若い女性の間では喫煙率が上昇しており、特に大都市の20~30歳代の女性では25%にもほるといわれています。このため、妊婦の喫煙率は最近10年間で約2倍に上昇し、現在では妊婦全体の10.0%が妊娠中も喫煙して

います。年齢別にみると、20歳未満の妊婦では34.2%、20~24歳では18.9%であり、若年者はと高くなっています。たばこの煙には、ニコチンをはじめ4000種以上の化学物質が含まれ、そのうち200種以上の有害物質が知られており、これらが母体や胎盤を通じて胎児に移行し、さまざまな障害を引き起こすのです。自分が吸わなくても、他人が吸ったたばこの煙を吸わされる受動喫煙は、より有害性が高いと言われており困った問題です。たばこの先から出る副流煙では、二